

大垣市立青墓小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和2年4月1日改訂

「いじめ防止対策推進法」及び「国の基本方針」並びに「岐阜県基本方針」に基づき、具体的な方針及び対策等を次のように定める。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法(第2条)

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめに対する基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見付けにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが起きた場合は、早期に解決できるよう、保護者や地域の関係機関との連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求め、解決に当たる。
- ・いじめ事案を指導したからといって、いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や声かけを行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

（「わかる・できる授業」の推進・規範意識・主体性・自治力等を育成する指導など）

- ①達成感を味わえる教科指導の充実
- ②よさを認め合う学級経営
- ③担任による教育相談の充実

- (2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心の育成）
 - ① 道徳教育の充実
 - ② 「美しい心」の推進 命・思いやり・自立心・人権尊重
 - ③ 豊かな体験活動
- (3) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）
 - ① 自己有用感や自己肯定感を育む
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与える
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (5) 『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定め、全職員で共有・実行

3 いじめ未然防止・対策委員会の設置

- (1) 「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
- (2) 委員会のメンバーを次のようにする。
 - ・ 学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭
当該学級担任、ほほえみ相談員
 - ・ 学校職員以外：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー、
 - ・ 必要に応じて：大垣市教育委員会・大垣市いじめ等サポートチーム、
スクールソーシャルワーカー、弁護士、警察、子ども相談センター等

4 いじめ未然防止のための方策

- (1) 「話し方・聞き方」の指導を通し、仲間を大切にす規律ある授業づくり
- (2) 児童のよさを価値付け、自己肯定感を高める学級づくり
- (3) 児童同士の互いの「よさ見つけ」の取組を通した、高め合える仲間づくり
- (4) 人権やいじめについて考え、自己を見つめさせる場の設定
- (5) ゲーム機等ネット使用について、児童や保護者の積極的な啓発

5 いじめの早期発見の方策

- (1) 定期的に「心のアンケート」や「生活アンケート」（記名・無記名選択式）を実施し、実態把握する。
- (2) 教育相談を実施し、悩みや不安について把握する。
- (3) 係活動や班での生活の様子、日記の内容などから児童の状況を把握する。
- (4) 教師間で気になる児童についての情報を交流し、共通理解を図る。
- (5) 気になる情報について保護者とも情報を共有し、児童を守る。

6 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	主な取組内容
4	・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信とPTA総会での説明
5	・心のアンケート（無記名）の実施、教育相談の実施 ・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・学校評議員会での説明

6	・いじめ未然防止に向けた全校集会・学年集会 ・児童向けネットいじめ研修 ・生活アンケート（記名式・保護者対象）の実施、教育相談の実施
7	・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）
8	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・第1回「教職員の取組評価アンケート」の実施（1学期の取組の評価）
9	・職員研修会（教育相談研修会）
10	・心のアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・学校評議員会
11	・生活アンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）
12	・「ひびきあいの日」（児童会・生徒会のいじめ防止対策の発表） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）
1	・生活アンケート（記名・無記名選択式）と教育相談の実施
2	・児童会・生徒会の取組のまとめ ・学校評議員会 ・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（まとめ及び来年度の計画）
3	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明

※留意事項

- ・「方針」は、年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・アンケート用紙は、保管期間を5年とする。

7 いじめに対する早期対応

いじめの発見・通報を受けたら、速やかにいじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、「校内いじめ防止・対策委員会」を中心に組織的に指導体制を組み、対応する。

(1) 基本的な対応

- ①いじめを受けた側の立場を尊重し、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ②いじめ問題に対して、学年や全校等、組織的に対応する。
- ③いじめの指導状況を大垣市教育委員会に随時報告し、連携した指導に努める。
- ④事実に基づき、児童の指導と保護者への説明を行う。
- ⑤いじめた側には、いじめを受けた側の悲しみを理解させ、反省させるとともに謝罪の場をもつ。
- ⑥いじめの内容が傷害や恐喝などの悪質な場合は、いじめを受けた側の保護者と相談の上、警察等に届ける。
- ⑦いじめの指導が終わった後も、当事者を見守り、保護者と継続的な連絡を行う。
- ⑧必要に応じ、大垣市教育委員会教育総合研究所や大垣市いじめサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

(2) 「重大事態」と判断された際の対応

重大事態とは、いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。

- ②当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を正確に把握するための調査を実施する。(学校が主体の場合は学校いじめ対策委員会、教育委員会が主体の場合は大垣市いじめ等スクールサポートチームを設置)
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑤前記④の対応後、教育委員会・子ども相談センター等の関係機関と綿密な連携を図る。

8 青墓小いじめゼロ宣言 (平成29年作成 平成31年3月改訂)

- 一. 相手のことを考えて優しく接します。
- 一. 自分からあいさつします。
- 一. 「さん」づけをします。
- 一. 仲間の良さを見つけます。
- 一. 困ったら相談します。

9 「いじめ解消」の定義

(1) いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者との面談などにより確認する。

(2) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童について、保護者との連携を図りながら、日常的に注意深く観察する。

10 学校評価における留意事項

(1) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

①いじめの早期発見の取組に関すること

②いじめの再発を防止するための取組に関すること

(2) 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。